

平成20年第1回美祢市議会臨時会会議録(その1)

平成20年5月20日(火曜日)

1.出席議員

1番	馬屋原 眞 一	2番	岡 山 隆
3番	有 道 典 広	4番	高 木 法 生
5番	萬 代 泰 生	6番	三 好 睦 子
7番	山 中 佳 子	8番	岩 本 明 央
9番	下 井 克 己	10番	河 本 芳 久
11番	西 岡 晃	12番	荒 山 光 広
13番	柴 崎 修一郎	14番	田 邊 諄 祐
15番	山 本 昌 二	16番	布 施 文 子
17番	佐々木 隆 義	18番	原 田 茂
19番	村 上 健 二	20番	大 中 宏
21番	南 口 彰 夫	22番	安 富 法 明
23番	徳 並 伍 朗	24番	竹 岡 昌 治
25番	河 村 淳	26番	秋 山 哲 朗

2.欠席議員

な し

3.出席した事務局職員

事務局 長	重 村 暢 之	係 長	佐 伯 瑞 絵
係 長	佐々木 昭 治	企 画 員	田 畑 幸 枝

4.説明のため出席した者の職氏名

市 長	村 田 弘 司	総 務 部 長	林 繁 美
総 務 部 次 長	波 佐 間 敏	総 合 政 策 部 長	兼 重 勇
市 民 福 祉 部 長	阿 野 繁 治	建 設 経 済 部 長	伊 藤 康 文
総 合 観 光 部 長	山 縣 博 行	教 育 長	福 田 徳 郎
教 育 委 員 会 長	国 舛 八 千 雄	消 防 長	金 子 正 治
事 務 局 長 兼 支 所 長	坂 本 文 男	秋 芳 所 長	小 田 村 治 久

総務部長
財政課長
総務課長
税務課長
総合観光
観光総務課長
病院経課
管理課長
会計管理者
監査事務局長

田 辺 剛
篠 田 恵 司
山 本 勉
藤 澤 和 昭
久 保 毅
井 上 真知子

総合政策部
企画政策課長
市民福祉部
市民課長
総合観光部
観光振興課長
上下水道課長
農業委員会
事務局長

佐々木 郁 夫
山 根 和 彦
篠 田 清 実
矢田部 繁 範
古 屋 安 生

5. 付議事件

- 日程第 1 議長選挙について
- 日程第 2 副議長選挙について
- 日程第 3 会議録署名議員の指名について
- 日程第 4 会期の決定について
- 日程第 5 議席の指定について
- 日程第 6 美祢市萩市競艇組合議会議員の選挙について
- 日程第 7 美祢市選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程第 8 報告第 1号 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について
- 日程第 9 議案第 1号 専決処分の承認について（平成19年度美祢市一般会計暫定予算）
- 日程第10 議案第 2号 専決処分の承認について（平成19年度美祢市国民健康保険事業特別会計暫定予算）
- 日程第11 議案第 3号 専決処分の承認について（平成19年度美祢市観光事業特別会計暫定予算）
- 日程第12 議案第 4号 専決処分の承認について（平成19年度美祢市環境衛生事業特別会計暫定予算）
- 日程第13 議案第 5号 専決処分の承認について（平成19年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計暫定予算）
- 日程第14 議案第 6号 専決処分の承認について（平成19年度美祢市公共下水道事業特別会計暫定予算）
- 日程第15 議案第 7号 専決処分の承認について（平成19年度美祢市老人保健医療事業特別会計暫定予算）

- 日程第 1 6 議案第 8 号 専決処分の承認について（平成 1 9 年度美祢市農業
集落排水事業特別会計暫定予算）
- 日程第 1 7 議案第 9 号 専決処分の承認について（平成 1 9 年度美祢市介護
保険事業特別会計暫定予算）
- 日程第 1 8 議案第 1 0 号 専決処分の承認について（平成 1 9 年度美祢市簡易
水道事業特別会計暫定予算）
- 日程第 1 9 議案第 1 1 号 専決処分の承認について（平成 1 9 年度美祢市水道
事業会計暫定予算）
- 日程第 2 0 議案第 1 2 号 専決処分の承認について（平成 1 9 年度美祢市病院
等事業会計暫定予算）
- 日程第 2 1 議案第 1 3 号 専決処分の承認について（平成 2 0 年度美祢市一般
会計暫定予算）
- 日程第 2 2 議案第 1 4 号 専決処分の承認について（平成 2 0 年度美祢市国民
健康保険事業特別会計暫定予算）
- 日程第 2 3 議案第 1 5 号 専決処分の承認について（平成 2 0 年度美祢市観光
事業特別会計暫定予算）
- 日程第 2 4 議案第 1 6 号 専決処分の承認について（平成 2 0 年度美祢市環境
衛生事業特別会計暫定予算）
- 日程第 2 5 議案第 1 7 号 専決処分の承認について（平成 2 0 年度美祢市住宅
資金貸付事業特別会計暫定予算）
- 日程第 2 6 議案第 1 8 号 専決処分の承認について（平成 2 0 年度美祢市老人
保健医療事業特別会計暫定予算）
- 日程第 2 7 議案第 1 9 号 専決処分の承認について（平成 2 0 年度美祢市農業
集落排水事業特別会計暫定予算）
- 日程第 2 8 議案第 2 0 号 専決処分の承認について（平成 2 0 年度美祢市介護
保険事業特別会計暫定予算）
- 日程第 2 9 議案第 2 1 号 専決処分の承認について（平成 2 0 年度美祢市簡易
水道事業特別会計暫定予算）
- 日程第 3 0 議案第 2 2 号 専決処分の承認について（平成 2 0 年度美祢市後期
高齢者医療事業特別会計暫定予算）

- 日程第 3 1 議案第 2 3 号 専決処分の承認について（平成 2 0 年度美祢市水道事業会計暫定予算）
- 日程第 3 2 議案第 2 4 号 専決処分の承認について（平成 2 0 年度美祢市病院等事業会計暫定予算）
- 日程第 3 3 議案第 2 5 号 専決処分の承認について（平成 2 0 年度美祢市公共下水道事業会計暫定予算）
- 日程第 3 4 議案第 2 6 号 専決処分の承認について（美祢市役所の位置に関する条例ほか 2 1 7 件の条例の制定について）
- 日程第 3 5 議案第 2 7 号 専決処分の承認について（美祢市指定金融機関の指定について）
- 日程第 3 6 議案第 2 8 号 専決処分の承認について（市の区域内の字の名称の変更について）
- 日程第 3 7 議案第 2 9 号 専決処分の承認について（相互救済事業の委託について）
- 日程第 3 8 議案第 3 0 号 専決処分の承認について（山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について）
- 日程第 3 9 議案第 3 1 号 専決処分の承認について（山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について）
- 日程第 4 0 議案第 3 2 号 専決処分の承認について（美祢市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について）
- 日程第 4 1 議案第 3 3 号 専決処分の承認について（美祢市国民健康保険条例の一部改正について）
- 日程第 4 2 議案第 3 4 号 専決処分の承認について（美祢市国民健康保険税条例の一部改正について）
- 日程第 4 3 議案第 3 5 号 専決処分の承認について（美祢市税条例の一部改正について）
- 日程第 4 4 議案第 3 6 号 専決処分の承認について（美祢市都市計画税条例の一部改正について）

- 日程第 4 5 議案第 3 7 号 専決処分の承認について（美祢市国民健康保険税条例の一部改正について）
- 日程第 4 6 議案第 3 8 号 平成 2 0 年度美祢市観光事業特別会計暫定予算補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 7 議案第 3 9 号 平成 2 0 年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計暫定予算補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 8 議案第 4 0 号 平成 2 0 年度美祢市老人保健医療事業特別会計暫定予算補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 9 議案第 4 1 号 美祢市教育委員会委員の任命について
- 日程第 5 0 議案第 4 2 号 美祢市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 5 1 議案第 4 3 号 美祢市固定資産評価員の選任について
- 日程第 5 2 議員提出議案第 1 号 美祢市議会会議規則の制定について
- 日程第 5 3 議員提出議案第 2 号 美祢市議会委員会条例の制定について
- 日程第 5 4 議員提出議案第 3 号 美祢市議会事務局設置条例の制定について
- 日程第 5 5 議員提出議案第 4 号 地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定による市長専決処分事項の指定について
- 日程第 5 6 常任委員会委員と正・副委員長の報告について
- 日程第 5 7 議会運営委員会委員と正・副委員長の報告について

6 . 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開会

総務部付議会事務従事部長（重村暢之君） 皆様、おはようございます。

本日の臨時会は一般選挙後最初の議会でございますので、議長が選出されるまで地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、年長議員は大中宏議員でございますので御紹介申し上げます。それでは大中議員さん、どうぞよろしく願いいたします。

〔臨時議長 大中 宏君 登壇〕

臨時議長（大中 宏君） おはようございます。

只今御紹介いただきました大中でございます。地方自治法の規定によりまして臨時の議長職を努めさせていただきますが、皆さんの中で一番最初にこの世に生まれたということでこの神聖な議長席をしばらくの間汚すこととなります。不肖私には大変な重荷ではございますが、皆様方の御協力によりましてこの会がスムーズに行くことをお願いいたします。

それでは、これより平成20年第1回美祢市議会臨時会を開会いたします。

なお、議事の進行については美祢市議会会議規則が制定されておきませんので、旧美祢市議会会議規則に準じて進行したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（大中 宏君） 御異議なしと認めます。よって、議事の進行については旧美祢市議会会議規則によりまして進めてまいります。

この際、議事進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、只今御着席の議席を指定いたします。

この際、市長さんよりごあいさつがございます。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 本日ここに新生「美祢市」の初めての会議を開会するに当たりまして、謹んでごあいさつを申し上げたいと思います。

新生「美祢市」は、去る3月21日、旧美祢市・美東町・秋芳町の一市二町の合併により誕生したところでございますけれども、4年猶予の合併協議におきます市民の皆様を初めとする関係各位の御尽力と温かい御支援に対しまして改めて感謝を

申し上げたいと思う気持ちでいっぱいでございます。

本日はこうして誕生いたしました新生「美祢市」発足後初の歴史的な市議会におきまして、市民の衆望を担ってめでたく御当選の榮譽を得られました市議会議員各位をお迎えいたしましてごあいさつできますこと、私の光栄とするところでございます。心よりお喜びを申し上げたいと思います。

議員の皆様にはこれからの議会活動を通じまして、市民の代表といたしまして市民福祉の向上と市政進展の原動力・推進力として一層の御活躍を御期待申し上げる次第でございます。一方、新市発足後初めての市長選挙におきまして、私は市民皆様多数の御信任をいただきまして、新生「美祢市」初代市長として市政を担わさせていただくことになりました。このことは、私にとりましてこの上ない誉れであると感激をいたしておるところでございます。それと同時に責任の重さを本当に痛感をいたしまして、身が引き締まる思いがしておるところでございます。この上は市民の皆様の負託にこたえるべく、希望ある新生「美祢市」創生に向けまして邁進をいたす断固たる決意を固めておるところでございます。

しかしながら、新生「美祢市」取り巻く状況につきましては、社会環境・経済環境ともに極めて厳しい状況にあるということで、特に財政基盤確立、または少子高齢対策などにつきまして多くの課題を抱えておるところでございます。

今後は旧一市二町の住民の皆様への心の垣根を1日も早く払拭をいたし、一体感のある市ということを醸成を図りたいと思っております。それから、それぞれの地域で築き上げてまいりました歴史・文化・伝統を引き継ぎながら新市基本計画に掲げられました「自然と調和し、潤いと活力に満ちたやすらぎの郷」これの早期実現のため、貴重な観光資源また多様な地域資源を最大限に生かしながら新市の均衡ある発展と住民福祉の向上を図ってまいりたいと思っておるところでございます。併せまして、厳しい財政状況を克服いたし足腰の強い財政基盤の確立に取り組むことが私に課せられました喫緊の最重要課題と認識をいたしておるところでございます。もとより微力ではございますけれども、市民の皆様から寄せられました期待と信頼にお応えをするためにも「潤いと活力に満ちました明るく・豊かで・住みよいまちづくり」を目指し全力を傾注をする覚悟でございます。

終わりに、美祢市議会のますますの御発展と議員各位の御健勝をお祈りを申し上げますと同時に、市民の方々に「合併をしてよかった」実感をしていただける希望あ

る新市の創生に向けまして、皆様方の御支援を賜りますよう心よりお願いを申し上げます。私のごあいさつとさせていただきます。本日はありがとうございました。臨時議長（大中 宏君） この会議は、選挙後の初会議でございますので議員及び執行部の紹介を行います。

初めに、執行部の方からお願いいたします。林総務部長。

総務部長（林 繁美君） それでは、執行部の紹介をさせていただきます。

最初に正面を向かって左側より、美祢市長、村田弘司でございます。

市長（村田弘司君） 市長の村田でございます。よろしくお願い申し上げます。

総務部長（林 繁美君） 後列に行きまして、総務部次長、波佐間敏でございます。総合政策部長、兼重勇でございます。市民福祉部長、阿野繁治でございます。建設経済部長、伊藤康文でございます。総合観光部長、山縣博行でございます。

後列にまいりまして、総務部財政課長、田辺剛でございます。総合政策部企画政策課長、佐々木郁夫でございます。総務部税務課長、篠田恵司でございます。市民福祉部市民課長、山根和彦でございます。総合観光部観光総務課長、山本勉でございます。総合観光部観光振興課長、篠田清実でございます。

続きまして、正面に向かって右側より前列、教育委員会教育長、福田徳郎でございます。

教育長（福田徳郎君） よろしくお願いいたします。

総務部長（林 繁美君） 教育委員会事務局長、国舛八千雄でございます。消防長、金子正治でございます。美東総合支所長、坂本文男でございます。秋芳総合支所長、小田村治久でございます。

後列にまいります。監査事務局長、井上真知子でございます。会計管理者会計課長、久保毅でございます。農業委員会事務局長、古屋安生でございます。病院事業局病院経営管理課長、藤澤和昭でございます。上下水道課長、矢田部繁範でございます。

後列にまいりまして、総務部付議会事務従事部長、重村暢之でございます。総務課付議会事務従事係長、佐伯瑞絵でございます。総務課付議会事務従事企画員、田畑幸枝でございます。総務課付議会事務従事係長、佐々木昭治でございます。

終わりに、私、総務部長の林繁美でございます。どうぞよろしく願いお願いいたします。

以上で、執行部の紹介とさせていただきます。ありがとうございました。

臨時議長（大中 宏君） 続いて、議員の紹介を行います。重村部長。

総務部付議会事務従事部長（重村暢之君） それでは、お名前を申し上げますので、御起立の上、一礼をお願いいたします。

仮議席番号1番より御紹介を申し上げます。

馬屋原眞一議員、岡山隆議員、有道典広議員、高木法生議員、萬代泰生議員、三好睦子議員、山中佳子議員、岩本明央議員、下井克己議員、河本芳久議員、西岡晃議員、荒山光広議員、柴崎修一郎議員、田邊諄祐議員、山本昌二議員、布施文子議員、佐々木隆義議員、原田茂議員、村上健二議員、河村淳議員、大中宏議員、南口彰夫議員、安富法明議員、秋山哲朗議員、徳並伍朗議員、竹岡昌治議員。

以上でございます。

臨時議長（大中 宏君） 以上で、議員及び執行部の紹介を終わります。

ここで選挙の方法などについて協議をするため、本会議を暫時休憩いたします。

議員の皆さんは直ちに第1・第2会議室の方へお集まりを願います。

午前10時17分休憩

.....

午前10時45分再開

臨時議長（大中 宏君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議事に入ります。

日程第1、議長選挙についてを議題といたします。

この際、選挙の方法について説明をいたさせます。重村部長。

総務部付議会事務従事部長（重村暢之君） それでは、選挙の方法につきまして御説明申し上げます。

議会で行われます選挙につきましては、地方自治法並びに公職選挙法の規定が一部準用されることとなります。

この議会の選挙には、投票による選挙と指名推選の二通りがございます。

投票による選挙につきましては、単記無記名投票で行うことになっております。当選人の決定につきましては、公職選挙法の準用規定がございます。それには法定得票数が定められております。この法定得票数は、有効投票の総数を定数で割って、その4分の1であり、その法定得票数を超えて有効投票数の最多数を得た方が当選

人になるということでございます。

従いまして、議長、副議長は定数が1人でございます。有効投票の総数が仮に26であった場合、それを定数の1で割り、さらにその4分の1以上、つまり6.5票以上の最高得票者が当選人になるということでございます。

次に、指名推選の方法につきましては、特定の議員あるいは議長が被選挙人を指名し、会議に諮って当選人を決定する方法でございます。指名推選には規定がありまして、選挙の方法を指名推選にすることに全員異議がないこと、また被指名人が当選人になることについて全員の同意が必要になっております。

つまり、指名推選は全会一致ということでございます。

次に、正・副議長選挙の立候補制についてでございます。立候補制につきましては、公職選挙法の準用規定がございません。

従いまして、本会議においての立候補制をとることはできません。ただし、全員協議会等において立候補の表明をされることにつきましては、一向に差し支えがないということになっております。

以上で、説明を終わります。

臨時議長（大中 宏君） 選挙の方法につきましては、只今部長が説明したとおりでございます。

お諮りをいたします。選挙の方法は、投票をもって行いたいと思います。これに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

臨時議長（大中 宏君） 挙手全員でございます。よって、議長選挙は投票によって行うことに決定をいたしました。

それでは、これより議長選挙の投票を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

臨時議長（大中 宏君） 只今の出席議員は26名でございます。

それでは、投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

臨時議長（大中 宏君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（大中 宏君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、投票箱を改めさせていただきます。

〔投票箱点検〕

臨時議長（大中 宏君） 異常なしと認めます。それでは申し上げますが、投票は
単記無記名投票でお願いをいたします。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、氏名点呼に応じて順次投票をお願いをい
たします。

それでは、点呼を命じます。重村部長。

総務部付議会事務従事部長（重村暢之君） 仮議席番号 1 番より順次投票をお願い
いたします。それでは、お名前を申し上げます。

〔総務部付議会事務従事部長氏名点呼・議員投票〕

.....

1 番	馬屋原眞一議員	2 番	岡山 隆議員
3 番	有道典広議員	4 番	高木法生議員
5 番	萬代泰生議員	6 番	三好睦子議員
7 番	山中佳子議員	8 番	岩本明央議員
9 番	下井克己議員	10 番	河本芳久議員
11 番	西岡 晃議員	12 番	荒山光広議員
13 番	柴崎修一郎議員	14 番	田邊諄祐議員
15 番	山本昌二議員	16 番	布施文子議員
17 番	佐々木隆義議員	18 番	原田 茂議員
19 番	村上健二議員	20 番	河村 淳議員
21 番	大中 宏議員	22 番	南口彰夫議員
23 番	安富法明議員	24 番	秋山哲朗議員
25 番	徳並伍朗議員	26 番	竹岡昌治議員

.....

臨時議長（大中 宏君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（大中 宏君） 投票漏れなしと認めます。

それでは投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

臨時議長（大中 宏君） これより開票を行います。立会人に馬屋原議員、高木議員、山中議員を指名いたします。

それでは、立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

臨時議長（大中 宏君） それでは、選挙の結果を御報告いたします。

投票総数は26票でございます。

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、

有効投票 25票

無効投票 1票

有効投票中、

秋山哲朗議員 23票

南口彰夫議員 2票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は無効が1票ありますので6.25票でございます。よって、秋山哲朗議員が議長に当選をされました。

只今議長に当選されました秋山哲朗議員に、本席から告知をいたします。

これにて、議長選挙を終了いたします。

それでは、臨時議長としての私の任務が終わりましたので、秋山議長と交代をいたします。大変長い間、御協力ありがとうございました。

〔拍手〕

〔臨時議長 大中 宏君 議長席より退席〕

〔議長 秋山哲朗君 登壇〕

議長（秋山哲朗君） 就任に当たりまして一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

只今議員の皆様方の温かい御推挙のもと議長を務めさしていただくことになりました秋山でございます。本当に身の余る投票数であり、改めて身の引き締まる思いであり重責というのをひしひしと今この両肩に感じておるような次第でございます。

今年の3月21日に新市がようやくスタートしました。本当に市民の皆様方、町民の皆様方の念願であったと、こう思います。それをもつての初めての議員の選挙で見事この26名のメンバーが勝ち抜いてこられたわけでございます。本当におめでとうございます。心よりお喜び申し上げます。

さて、私はことしの確か1月だったと思います。この美祢市で開業医　お医者さんをやっておられる方　とお話することがございました。そして、その先生いわく「私は、この町が良くなるために地域医療として命をかけてやっておる。だからあなたも政治を目指すならば、政治活動に命をかけてやってほしい。」というふうに言われました。まさに今その時だというふうに、私は思っております。議会といたしましても、先ほど皆さんの前で申し上げましたが、まずはこの旧美祢郡市の垣根を取り除き、そして一体感が醸成できるような環境づくりをしてみたいと思います。そのためにも情報の開示、そして情報の共有ということを目指してみたいと思います。

さらには、議会が、議員同士が、そして議会でいろいろな議論が醸し出せるようなですね、議会活動もしてみたいというふうに思います。

本当に厳しい財政状況の中でのスタートであります。今の議員一人一人が、今のこの現状認識をしっかりとしながら明るい未来に向けての問題解決と一緒に取り組もうではありませんか。

私の好きな言葉の中に「難を知って進む」という言葉がございます。この言葉の意味は「これから先、本当に困難なことが待ち構えている。が、しかし、それにもかかわらず立ち向かっていく。それを乗り越えていく。」という言葉でございます。私もこのために命をかけて取り組んでまいる所存でございますので、議員の皆様方、執行部の皆様方の深い御理解と温かい御支援よろしくお願い申し上げまして就任のあいさつとさせていただきます。本当に、まことにありがとうございます。

〔拍手〕

議長（秋山哲朗君）　お諮りいたします。お手元に配付してあります追加議事日程のとおり、本日の日程に追加し議題としたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君）　御異議なしと認めます。よって、追加議事日程のとおり、本日の日程に追加し議題とすることに決定しました。

この際、諸般の報告をいたさせます。重村部長。

総務部付議会事務従事部長（重村暢之君） 御報告いたします。

本臨時会に本日までに送付してございますものは、執行部より報告第1号から議案第43号までの44件でございます。

本日、机上に配付してございますものは、議事日程表第1号と只今配付いたしました議事日程表第1号の1でございます。

以上で御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので御協力をお願いいたします。

ここで副議長選挙の方法などについて協議するため、本会議を暫時休憩いたします。

議員の皆さんは直ちに第1・第2会議室へお集まりをお願いいたします。

午前11時10分休憩

.....

午後 1時15分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2、副議長選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法は、投票をもって行いたいと思います。これに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手全員であります。よって、副議長選挙は投票によることに決しました。

なお、念のため申し上げますが、投票の方法につきましては先ほど部長が説明したとおりでございます。

それでは、これより副議長選挙の投票を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（秋山哲朗君） 只今の出席議員数は26名でございます。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

議長（秋山哲朗君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

議長（秋山哲朗君） 異常なしと認めます。

申し上げます。投票は、単記無記名投票で行うことになっております。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、氏名点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。重村部長。

総務部付議会事務従事部長（重村暢之君） 仮議席番号1番より順次投票をお願いいたします。それでは、お名前を申し上げます。

〔総務部付議会事務従事部長氏名点呼・議員投票〕

.....

1番	馬屋原眞一議員	2番	岡山 隆議員
3番	有道典広議員	4番	高木法生議員
5番	萬代泰生議員	6番	三好睦子議員
7番	山中佳子議員	8番	岩本明央議員
9番	下井克己議員	10番	河本芳久議員
11番	西岡 晃議員	12番	荒山光広議員
13番	柴崎修一郎議員	14番	田邊諄祐議員
15番	山本昌二議員	16番	布施文子議員
17番	佐々木隆義議員	18番	原田 茂議員
19番	村上健二議員	20番	河村 淳議員
21番	大中 宏議員	22番	南口彰夫議員
23番	安富法明議員	24番	秋山哲朗議員
25番	徳並伍朗議員	26番	竹岡昌治議員

.....

議長（秋山哲朗君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（秋山哲朗君） これより開票を行います。立会人に馬屋原議員、高木議員、山中議員を指名いたします。

それでは立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

議長（秋山哲朗君） 選挙の結果を御報告いたします。

投票総数 26票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、

有効投票 25票

無効投票 1票

有効投票中、

河村淳議員 23票

三好睦子議員 2票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は6 . 25票でございます。よって、河村淳議員が副議長に当選されました。

只今議長に当選されました河村議員に、本席から告知いたします。

これにて、副議長選挙を終了いたします。

この際、副議長よりごあいさつがございます。河村淳副議長、どうぞお願いいたします。

〔副議長 河村 淳君 登壇〕

副議長（河村 淳君） 大変皆様方のお力添えによりまして副議長に当選させていただき、まことにありがとうございます。

副議長としての考え方等を先ほど協議会の方で申しましたが また絵取るようになりませんが 一応、私は副議長として当然女房役ちゅうのはやめて補佐役にしますが、私の考え方は 一応先ほども申しましたように、市長もちょっと

申されたと思いますが 一応新美祢市の創生ということに全力を尽くしていきたいというふうに思ってます。なお、私もこの美祢市が発展をするがためにはいろいろなおことがあります、ひとつの 私が初めから念頭に置いてずっときたわけですが 皆さんも御存じのように、萩・小郡間の道路でインターチェンジが十文字のそこへできます。それと、ジャンクションとか二つ付くというところは山口県下にもほとんどないと思いますが、ここの交通アクセスを利用した土地が55町歩くらいまだ残っておると思いますが、これの開発に力を入れたい。特に公共施設、あるいは企業誘致。この辺についてしっかりやっていきたいと、私は思っております。

なお、議会運営につきましても議長の補佐として力がある限り頑張っている次第だと思います。大変皆さん方簡単でございますがあいさつに変えさせていただきます。ありがとうございました。

議長（秋山哲朗君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において馬屋原眞一議員、岡山隆議員を指名いたします。

日程第4、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期、臨時会の会期は、本日から5月23日までの4日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、会期は4日間と決定いたします。

会期中の会議予定につきましては、只今お配りいたしました予定表のとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

日程第5、議席の指定についてを議題といたします。

指定する議席を報告いたさせます。重村部長。

総務部付議会事務従事部長（重村暢之君） それでは御報告申し上げます。

1番・馬屋原眞一議員、2番・岡山隆議員、3番・有道典広議員、4番・高木法生議員、5番・萬代泰生議員、6番・三好睦子議員、7番・山中佳子議員、8番・岩本明央議員、9番・下井克己議員、10番・河本芳久議員、11番・西岡晃議員、12番・荒山光広議員、13番・柴崎修一郎議員、14番・田邊諄祐議員、15番・山本昌二議員、16番・布施文子議員、17番・佐々木隆義議員、18番・原田茂議員、19番・村上健二議員、20番・大中宏議員、21番・南口

彰夫議員、 22番・安富法明議員、 23番・徳並伍朗議員、 24番・竹岡昌治議員、
25番・河村淳議員、 26番・秋山哲朗議員。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 只今の報告のとおり、議席を指定いたします。

この際、暫時休憩いたします。

議員さんは議員提出議案について協議をいたしますので、第1・第2会議室にお
集まりください。

午後1時36分休憩

.....

午後4時05分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

お諮りします。只今議員提出議案第1号美祢市議会会議規則の制定について、議
員提出議案第2号美祢市議会委員会条例の制定について、議員提出議案第3号美祢
市議会事務局設置条例の制定について、議員提出議案第4号地方自治法第180条
第1項の規定による市長専決処分事項の指定についての議案4件が提出されました。

この4件並びに常任委員会委員と正・副委員長の報告について、議会運営委員会
委員と正・副委員長の報告についての6件を日程に追加し、議事日程の順序を変更
し、先議いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議事日程の
順序を変更し先議することに決定しました。

日程第52、議員提出議案第1号美祢市議会会議規則の制定についてから、日程
第55、議員提出議案第4号地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処
分事項の指定についてまで、以上4件の議案を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。大中議員。

〔大中 宏君 登壇〕

20番（大中 宏君） それでは、議員提出議案第1号から議員提出議案第4号ま
での4議案につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げます。

まず、議員提出議案第1号美祢市議会会議規則の制定についてであります。本
提案につきましては地方自治法第120条の規定に基づきまして、美祢市議会の会

議の運営に関する手続き及び議会内部の規律などを定めようとするものであります。

次に、議員提出議案第2号美祢市議会委員会条例の制定についてであります。

本議案は、地方自治法第109条、同法第109条の2、同法第110条及び同法第111条の規定に基づき、美祢市議会における委員会の組織及び運営に関する事項を定めようとするものであります。

次に、議案第3号美祢市議会事務局設置条例の制定についてであります。

本議案は、地方自治法第138条の規定に基づき、議会の事務を処理するため議会事務局を設置しようとするものであります。

最後に、議案第4号地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分事項の指定についてであります。

本議案は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する軽易な事項について、市長において専決処分することができるようあらかじめ指定しようとするものであり、議案にお示ししております2項目をその対象とするものであります。

なお、本議案は、荒山光広議員、布施文子議員、佐々木隆義議員の御賛同を得て提出いたしましたものでございます。

どうか全会一致をもって御議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

〔大中 宏君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより議員提出議案第1号から第4号までの質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議員提出議案第1号から第4号までを、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより議員提出議案第1号から第4号までの討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議員提出議案第1号から第4号までを一括採決いたします。この4件の議員提出議案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号から第4号までの4件は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

午後4時15分休憩

.....

午後4時28分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第56、常任委員会委員と正・副委員長の報告について、日程第57、議会運営委員会委員と正・副委員長の報告についてを、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

委員会条例第7条第1項の規定に基づき、議長の指名により常任委員会委員並びに議会運営委員会委員を選任いたしました。

また、各委員会におきましてそれぞれ正・副委員長が互選されておりますので、事務局より併せて報告いたさせます。事務局長。

事務局長（重村暢之君） それでは、御報告申し上げます。

総務企業委員会、委員長、荒山光広議員、副委員長、高木法生議員、委員、竹岡昌治議員、安富法明議員、南口彰夫議員、田邊諄祐議員、山中佳子議員、三好睦子議員、岡山隆議員。

教育民生委員会、委員長、布施文子議員、副委員長、河本芳久議員、委員、徳並伍朗議員、大中宏議員、原田茂議員、山本昌二議員、萬代泰生議員、有道典広議員。

建設観光委員会、委員長、佐々木隆義議員、副委員長、岩本明央議員、委員、秋山哲朗議員、河村淳議員、村上健二議員、柴崎修一郎議員、西岡晃議員、下井克己議員、馬屋原眞一議員。

議会運営委員会、委員長、大中宏議員、副委員長、柴崎修一郎議員、委員、原田茂議員、佐々木隆義議員、布施文子議員、山本昌二議員、田邊諄祐議員、荒山光広議員、三好睦子議員、岡山隆議員。

以上で御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 以上で日程第56、常任委員会委員と正・副委員長の報告について、日程第57、議会運営委員会委員と正・副委員長の報告についてを終わります。

この際、各委員会の正・副委員長のごあいさつをお願いいたします。

まず、議会運営委員会の正・副委員長、どうぞお願いいたします。

議会運営委員長（大中 宏君） それでは、議会運営委員会を代表いたしまして一言ごあいさつを申し上げます。

不肖私、議運の委員長という大変な大役を仰せつかりまして、この上ない光栄でございますが、新美祢市になりまして一番大事なことは、やはり議会がいかに協力して市民のために円滑な運営ができるかということではないかと思えます。

特に美祢市は財政状況も大変厳しく、また観光事業、あるいは病院いろんな面において問題が山積しております。これを執行部とともにいかに議会が協力して市民のためになるような政策決定をしていくかということが大変重要になってくると思えます。このような中で26人が一致団結してここを乗り切っていくということが非常に大切になります。

特に第1期のこの4年間は美祢市の将来を左右する大変重要な時期でもあります。そうした中、議会運営委員会の果たす役割というのは大変大きなものがあると思えます。議員の皆様、執行部の皆様、一緒に手を取り合って頑張っていきたいと思えますのでどうかよろしく願いをいたします。

それではごあいさつを終わらせていただきます。

議長（秋山哲朗君） 続いて、総務企業委員会の正・副委員長、どうぞお願いいたします。

総務企業委員長（荒山光広君） 只今御紹介いただきました荒山でございます。このたび総務企業委員会の委員長という大役を仰せつかりました。隣におりますのは副委員長の高木でございます。

只今議運の委員長からもありましたように、合併後の大切な議会の中で総務企業

委員会の委員長という大役を仰せつかりました。浅学非才の身ではございますけども、委員会の円滑な運営を通じて美祢市の発展に寄与していきたいというふうに思っております。どうぞ皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

議長（秋山哲朗君） 続いて、教育民生委員会の正・副委員長、どうぞお願いいたします。

教育民生委員長（布施文子君） 教育民生委員会の委員長に選任されました、私、布施文子と副委員長の河本芳久でございます。

大変重要な問題を抱え重い責任を感じますが、美祢市の教育民生に全力を尽くしてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（秋山哲朗君） 続いて、建設観光委員会の正・副委員長、お願いいたします。

建設観光委員長（佐々木隆義君） 只今紹介にあずかりました建設観光委員会の委員長、佐々木であります。隣に副委員長の岩本さんでございます。

建設観光、特に現場を主体とした部門でございます。今、観光部門においても非常に今上向いた状況下にあります。観光部門が山口県一の観光地となるように精一杯努力をし、また建設部門におきましても公平な事業が推進されるように格段の努力をいたしたいというふうに思います。執行部の皆さん方とともに手を携えて、新しい美祢市が早く建設され、住んで良かったという市民の皆さん方の感じをいただきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（秋山哲朗君） 以上をもちまして議会運営委員会並びに常任委員会の正・副委員長のあいさつを終わります。

お諮りいたします。地方自治法第109条の2第5項において準用する第109条第9項の規定により、議会運営委員会は閉会中におきましても地方自治法第109条の2項第4項に掲げる事項に関する調査を行い、議案・陳情等を審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会は閉会中におきましても地方自治法第109条の2項第4項に掲げる事項に関する調査を行い、議案・陳情等を審査することに決しました。

日程第6、美祢市萩市競艇組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決しました。

お諮りいたします。指名は、議長において行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

指名いたします。

美祢市萩市競艇組合議会議員に、徳並伍朗議員、村上健二議員、秋山哲朗議員を指名いたします。

お諮りいたします。只今議長において指名いたしましたとおり、当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、指名のとおり当選人と定めることに決しました。

只今美祢市萩市競艇組合議会議員に当選されました議員に、本席からも会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

これにて、美祢市萩市競艇組合議会議員選挙についてを終了いたします。

日程第7、美祢市選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決しました。

お諮りいたします。指名は、議長において行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

指名いたします。

美祢市選挙管理委員に、杉山忠氏、山崎優氏、末永豊明氏、内藤正太氏、以上4名の方を、美祢市選挙管理委員補充員に、藤本一秋氏、田原敬正氏、原川武氏、篠原政美氏、以上4名の方を指名いたします。

お諮りいたします。只今議長において指名いたしましたとおり、当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、指名のとおり当選人と定めることに決しました。

お諮りいたします。美祢市選挙管理委員補充員の補充の順序は、只今指名いたしました順序にいたしたいと思いますがこれに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、補充の順序は、只今指名いたしました順序に決定いたしました。

本日はこれにて延会いたします。大変お疲れでございました。ありがとうございました。

午後4時42分延会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成20年5月20日

美祿市議会臨時議長

大甲 宏

美祿市議会議長

秋山 哲朗

会議録署名議員

馬屋原 真一

〃

岡山 隆